

重要なお知らせ

令和4年度の診療報酬改定に伴い、一般病床数200床以上の地域医療支援病院に義務付けられている、紹介状を持たずに受診した場合に徴収する**定額負担（選定療養費）の金額**が変更となります。

つきましては、次の通り変更しますのでお知らせします。

◆他院からの紹介状がなく、直接受診した場合

初診

令和4年9月30日まで

5,000円 +税

令和4年10月1日から

7,000円 +税

◆当院から他の医療機関に紹介となった患者さんが、引き続き当院の診療を希望される場合

再診

令和4年9月30日まで

2,500円 +税

令和4年10月1日から

3,000円 +税

【徴収の対象とならない方】

- 緊急受診が必要な方
- 当日緊急入院となった方
- 特定の障害、疾病等による各種公費負担医療制度の受給対象の方

目的は医療機関の更なる「**機能分担**」と「**連携促進**」です。
地域の診療所やクリニックにて「**かかりつけ医**」を持ち、必要な場合は**紹介状**をご持参の上、当院への受診をお願いします。



日本赤十字社

京都第二赤十字病院